

第4章 悪臭

- 1 悪臭規制物質と規制基準
 - (1) 悪臭規制物質と敷地境界線上における規制基準 84
 - (2) 排出水中における規制基準 85

1 悪臭規制物質と規制基準

悪臭とは、人に不快感や嫌悪感を与えるにのここと、次のとおり悪臭規制物質と規制基準が定められ、その発生源については次のようなものが考えられます。

(1) 悪臭規制物質と敷地境界線上における規制基準

悪臭物質	においの性質	規制基準(ppm)		主要発生源事業場
		規制区域のうち 工業及び工業専用地域	規制区域のうち 左記以外の地域	
アンモニア	し尿のようなにおい	2	1	畜産農業、鶏糞乾燥場、複合肥料製造業、でん粉製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
メチルメルカプタン	腐ったたまねぎのようなにおい	0.004	0.002	クラフトバルブ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化水素	腐った卵のようなにおい	0.06	0.02	畜産農業、クラフトバルブ製造業、でん粉製造業、セロファン製造業、ビスコースレーヨン製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	0.05	0.01	クラフトバルブ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
二硫化メチル		0.03	0.009	クラフトバルブ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	0.02	0.005	畜産農業、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産かん詰製造業等
アセトアルデヒド	青ぐさい刺激臭	0.1	0.05	アセトアルデヒド製造工場、酢酸製造工場、酢酸ビニル製造工場、クロロレン製造工場、たばこ製造工場、複合肥料製造工場、魚腸骨処理工場等
プロピオンアルデヒド	刺激性的な甘酸っぱい焦げたにおい	0.1	0.05	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
ノルマルブチルアルデヒド		0.03	0.009	
イソブチルアルデヒド		0.07	0.02	
ノルマルパレルアルデヒド		0.02	0.009	
イソパレルアルデヒド		0.006	0.003	
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	4	0.9	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
酢酸エチル	刺激的なシンナーのようなにおい	7	3	
メチルイソブチルケトン		3	1	
トルエン		30	10	
スチレン	都市ガスのようなにおい	0.8	0.4	脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業場、化製場、でん粉製造工場等
キシレン	ガソリンのようなにおい	2	1	
プロピオン酸	すっぱいような刺激臭	0.07	0.03	
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	0.002	0.001	
ノルマル吉草酸	むれたくつ下のにおい	0.002	0.0009	
イソ吉草酸		0.004	0.001	

※盛岡市の「規制区域」は、都市計画法の市街化区域と同じ区域である。

(2) 排出水中における規制基準

事業場から排出される排出水に含まれる悪臭物質(メチルメルカプタン, 硫化水素, 硫化メチル, 二硫化メチルに限る。)の規制基準は, 次の式により算出した排出水中の濃度である。

$$CL_m = k \times C_m$$

CL_m: 排出水中の濃度 (mg/l)

k: 下表の値

C_m: 敷地境界線上における規制基準値 (ppm)

悪臭物質	流量Q(m ³ /秒)		
	Q ≤ 0.001	0.001 < Q ≤ 0.1	0.1 < Q
メチルメルカプタン	16	3.4	0.71
硫化水素	5.6	1.2	0.26
硫化メチル	32	6.9	1.4
二硫化メチル	63	14	2.9

※メチルメルカプタンについては, 0.002mg/l を規制基準の下限とする。

